

特別養護老人ホームとよた苑運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人恩賜財団愛知県同胞援護会が開設する特別養護老人ホームとよた苑（以下「事業所」という。）が行う介護老人福祉施設等の事業（以下「事業」という。）は、当該事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、管理栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定介護老人福祉施設介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努めるものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホームとよた苑
- (2) 所在地 豊田市野見山町5丁目80番地1

(従業者の職種、従業者数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、従業者数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤）
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1人以上
医師は、利用者の診療・健康管理及び保健衛生指導とする。
- (3) 生活相談員 2人以上（うち常勤1人）
生活相談員は、入退所における面接手続き事務等と利用者の処遇に関すること、苦情や相談等に関することとする。
- (4) 介護職員 31人以上（常勤換算）
介護職員は、利用者の日常生活の介護・指導・相談及び援助を行うこととする。
- (5) 看護職員 3人以上（常勤換算、うち常勤1人）

看護職員は、利用者の診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理とする。

(6) 管理栄養士 1人以上

管理栄養士は、栄養ケア・マネジメント計画の作成等、献立作成、栄養計算等を行い、調理員を指導して給食業務を行うこととする。

(7) 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、利用者の機能訓練に関することと、それに伴う介護職員への指導などを行うこととする。

(8) 介護支援専門員 1人以上（うち常勤1人）

利用者の要介護申請や調査に関すること、サービス計画の作成等、利用者やその家族の苦情や相談に関すること、他のサービス事業者や支援事業者との折衝、地域住民への相談業務等とする。

(利用定員)

第4条 指定の利用定員は、次のとおりとする。

(1) 利用定員 100名

(事業の内容及び利用料等)

第5条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(1) 入浴・排泄・食事等介護及び日常生活上の世話

(2) 日常生活動作の機能訓練

(3) 健康チェック

2 食費は、別表1のとおり徴収する。

ただし、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

3 居住費は、別表2のとおり徴収する。

ただし、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

4 理美容代は、実費とする。

5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けすることとする。なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

(緊急時等における対応方法)

第6条 従業者は、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡するなどの措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(サービスに当たっての留意事項)

第7条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- (2) 入所生活の規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- (3) 共有の施設・設備は、他の迷惑にならないよう利用する。

(非常災害対策)

第8条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出等訓練を行う。

(虐待の防止のための措置)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は、従業者の質的向上をはかるための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、事業体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用時
- (2) 継続研修 年2回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又は家族等の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人愛知県同胞援護会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成12年4月1日から施行する。
(平成13年4月1日改正)
この改正は、平成13年4月1日から適用する。
(平成14年4月1日改正)
この改正は、平成14年4月1日から適用する。
(平成17年4月1日改正)
この改正は、平成17年4月1日から適用する。
(平成17年9月19日改正)
この改正は、平成17年10月1日から適用する。
(平成18年6月1日改正)
この改正は、平成18年6月1日から適用する。
(平成18年10月1日改正)
この改正は、平成18年10月1日から適用する。
(平成19年3月1日改正)
この改正は、平成19年3月1日から適用する。
(平成19年4月1日改正)
この改正は、平成19年4月1日から適用する。
(平成20年4月1日改正)
この改正は、平成20年4月1日から適用する。
(平成20年6月1日改正)
この改正は、平成20年6月1日から適用する。
(平成21年3月31日改正)
この改正は、平成21年3月31日から適用する。
(平成23年4月1日改正)
この改正は、平成23年4月1日から適用する。
(平成24年6月1日改正)
この改正は、平成24年6月1日から適用する。
(平成25年6月1日改正)
この改正は、平成25年6月1日から適用する。
(平成26年4月1日改正)
この改正は、平成26年4月1日から適用する。
(平成27年4月1日改正)
この改正は、平成27年4月1日から適用する。

(平成 27 年 6 月 1 日改正)

この改正は、平成 27 年 6 月 1 日から適用する。

(平成 27 年 8 月 1 日改正)

この改正は、平成 27 年 8 月 1 日から適用する。

(平成 28 年 6 月 1 日改正)

この改正は、平成 28 年 6 月 1 日から適用する。

(平成 29 年 6 月 1 日改正)

この改正は、平成 29 年 6 月 1 日から適用する。

(平成 30 年 6 月 16 日改正)

この改正は、平成 30 年 6 月 16 日から適用する。

(平成 30 年 8 月 20 日改正)

この改正は、平成 30 年 8 月 20 日から適用する。

(平成 30 年 11 月 1 日改正)

この改正は、平成 30 年 11 月 1 日から適用する。

(令和元年 10 月 1 日改正)

この改正は、令和元年 10 月 1 日から適用する。

(令和 2 年 2 月 1 日改正)

この改正は、令和 2 年 2 月 1 日から適用する。

(令和 2 年 4 月 1 日改正)

この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

(令和 3 年 6 月 1 日改正)

この改正は、令和 3 年 6 月 1 日から適用する。

(令和 3 年 8 月 1 日改正)

この改正は、令和 3 年 8 月 1 日から適用する。

(令和 4 年 4 月 1 日改正)

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

(令和 4 年 6 月 1 日改正)

この改正は、令和 4 年 6 月 1 日から適用する。

(令和 6 年 8 月 1 日改正)

この改正は、令和 6 年 8 月 1 日から適用する。

別表 1

食費	利用者負担段階 第 1 段階から第 3 段階	利用者負担段階 第 4 段階
1 日	1,445 円	1,460 円

別表 2

居室形態		利用者負担段階 第 1 段階から第 3 段階	利用者負担段階 第 4 段階
多床室	1 日	915 円	940 円
従来型個室	1 日	1,231 円	1,280 円